

# 下妻市防犯カメラ設置事業 補助金申請の手引き



令和7年度 改訂版

下妻市

消防防災課

## 目 次

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 〔1〕 補助制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 ～ 3   |
| 〔2〕 防犯カメラ設置までの準備・・・・・・・・    | 4       |
| 〔3〕 補助金申請の手続きについて・・・・・・・・   | 5 ～ 7   |
| 〔4〕 防犯カメラ等の維持管理・・・・・・・・     | 8       |
| 〔5〕 申請様式等・・・・・・・・・・・・・・・・   | 9 ～ 20  |
| 〔6〕 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・     | 21 ～ 24 |

## **〔１〕補助制度の概要**

### **1. 事業の目的**

下妻市では、市内における犯罪抑止力の向上や、安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的とし、地域団体が設置する防犯カメラの費用の一部を補助します。

### **2. 対象となる団体**

市内における地区、自治会、町内会等住民自治組織、商店会その他の一定地域の住民により構成されている地域団体に、自主防犯活動の補完として防犯カメラを新たに購入し設置をする団体。

### **3. 補助の要件**

- (１) 補助金の交付申請をする時点において、5名以上で構成され、1年以上地域における継続的な活動実績があり、かつ、今後の活動が見込まれる団体であること。
- (２) 防犯カメラの設置及び管理運用等に関し、「本事業要綱」及び「下妻市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に定められた事項を遵守できる団体であること。
- (３) 防犯カメラの設置を、補助金の交付申請を行った年度内に着手し、かつ、完了できる団体であること。
- (４) 防犯カメラの設置に関し、国又は地方公共団体が実施する他の補助制度による補助金等の交付を受けていない団体であること。

### **4. 問い合わせ・申請書類等提出先**

下妻市本城町三丁目 1 3 番地  
下妻市役所 3 階

**下妻市総務部 消防防災課 交通防犯係**

**電話番号 0296-43-8309（直通）**

※申請に必要な書類は、当市のホームページからダウンロードができます。  
また、消防防災課の窓口でも配布いたします。

## 防犯カメラ等の設置及び管理運用等に関する基準

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 地域団体の責務に関すること。  | 防犯カメラの設置等に関し、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2 防犯カメラの設置に関すること。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防犯カメラの撮影範囲は、公共の場所又は撮影区域の2分の1以上の面積が公道(不特定多数の車や人が通行する私道を含む。)であり、特定の個人及び建物等を監視するものでないこと。</li> <li>(2) 防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の同意又は許可を得ていること。</li> <li>(3) 防犯カメラの設置及び設置場所について、説明会等の開催により設置する地域及び周辺の住民の合意を得ていること。</li> <li>(4) 防犯カメラを設置している旨及び地域団体の名称を防犯カメラの取付け位置に表示すること。</li> <li>(5) 防犯カメラの稼働時間は、24時間とすること。</li> <li>(6) 犯罪の抑止、未然防止及び早期解決に効果的な設置となるよう努めること。</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
| 3 防犯カメラの管理に関すること。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防犯カメラの管理責任者及び操作責任者を選任すること。</li> <li>(2) 定期的に点検すること等により、防犯カメラの適正な維持管理を行うこと。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4 画像等の管理に関すること。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 録画画像は加工せず、撮影時のまま記録し保管すること。</li> <li>(2) 設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写し、又は複製しないこと。</li> <li>(3) 画像及び画像を記録した記録媒体について、漏えい、滅失、毀損、改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために必要な措置を講ずること。</li> <li>(4) 画像データは、原則2週間保存し、かつ、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合、上書きを自動的に行うものとし、記録媒体を廃棄する場合は、破砕等を確実に行うこと。</li> <li>(5) 次に掲げる場合を除き、画像データの利用又は提供をしないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法令に基づく場合</li> <li>イ 捜査機関から犯罪等の捜査のために情報提供を求められた場合</li> <li>ウ 人の生命、身体又は財産を保護するため必要があると認められる場合</li> </ul> </li> <li>(6) 管理責任者は、防犯カメラの設置、管理、運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し適切に措置を講ずること。</li> </ul> |

## 4. 補助内容

### (1) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

(補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)

### (2) 補助額の上限

防犯カメラ1台につき20万円以下(上限20万円)

### (3) 補助対象台数

1団体につき4台まで(年度につき2台まで)

※年度につき2台までが原則ですが、2台分の補助上限額(40万円)を超えない範囲内で3台目もしくは4台目までの設置が可能な場合に限り、単年度で最大4台まで設置することができます。

※同位置からの撮影視点を広範囲にする目的で設置する場合に限り、複数台設置しても「1台」とみなすことができます(補助は20万円以内)。

同位置⇒同じ位置という意味で、同じ建物や敷地内という意味ではありません。

## 5. 補助対象経費と制限

### 【補助金の対象となるもの】

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラの設置を表示する設置標識等の購入費及び設置工事費
- (3) その他市長が特に必要であると認める経費

### 【補助金の対象にならないもの】

- (1) 既存の防犯カメラ等の撤去又は移設に係る費用
- (2) 土地の造成に係る費用
- (3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用
- (4) 防犯カメラ等の維持、管理又は修繕に要する費用
- (5) その他必要と認められない経費

## 6. 補助金交付申請の検討について

防犯カメラ設置補助金申請を検討している場合は、まず、下妻市役所消防防災課交通防犯係まで事前にご相談ください。相談の内容によって、必要があれば管轄する警察署や関係機関などとも協議をします。

なお、補助金交付申請前に団体内で「防犯カメラを設置し維持管理すること」や「防犯カメラ設置後、事件発生時に警察から依頼があったら捜査に協力すること」などについて協議し、団体内での同意を得てください。

下妻市は、団体内や近隣住民とのトラブルに関して、一切責任を負いません。

## 〔2〕防犯カメラ設置までの準備

### 1. 設置目的・場所・撮影範囲について

#### (1) 設置目的

犯罪抑止力の向上や安全で安心なまちづくりの推進を図ること。

#### (2) 設置場所

設置場所の選定にあたっては、犯罪が発生しやすい場所や防犯効果に期待できる場所への設置ができるよう、団体内のほか必要に応じて下妻警察署への相談、地元の地域団体や小中学校等とも十分に協議したうえで決定をしてください。

#### (3) 撮影範囲

ゴミ集積場所のみや特定の建物や個人を撮影するために設置する防犯カメラは補助対象となりません。

撮影範囲として、公共の場所または撮影区域の2分の1以上の面積が公道であることが必要になります。

### 2. 維持管理計画について

防犯カメラ設置に係る経費のうち、申請団体の負担分として、電気代や機器等の修理代などの維持コストがかかりますので、将来的な維持管理を見据えた計画を立てて設置をする必要があります。

### 3. 設置する土地について

優先的に民有地への設置を検討していただき、民有地での設置が難しい場合のみ電柱や公道などの行政財産への設置をご検討ください。

#### (1) 民有地の場合

土地所有者に相談のうえ承諾をとってください。土地使用承諾書の写しを補助金申請書の添付書類として提出していただきます。

#### (2) 電柱に設置する場合

電柱の所有者である東京電力またはNTT 東日本に相談してください。

#### (3) 行政財産（道路・公共施設・公園等の公共の土地や建物）の場合

それぞれの管理者に相談してください。

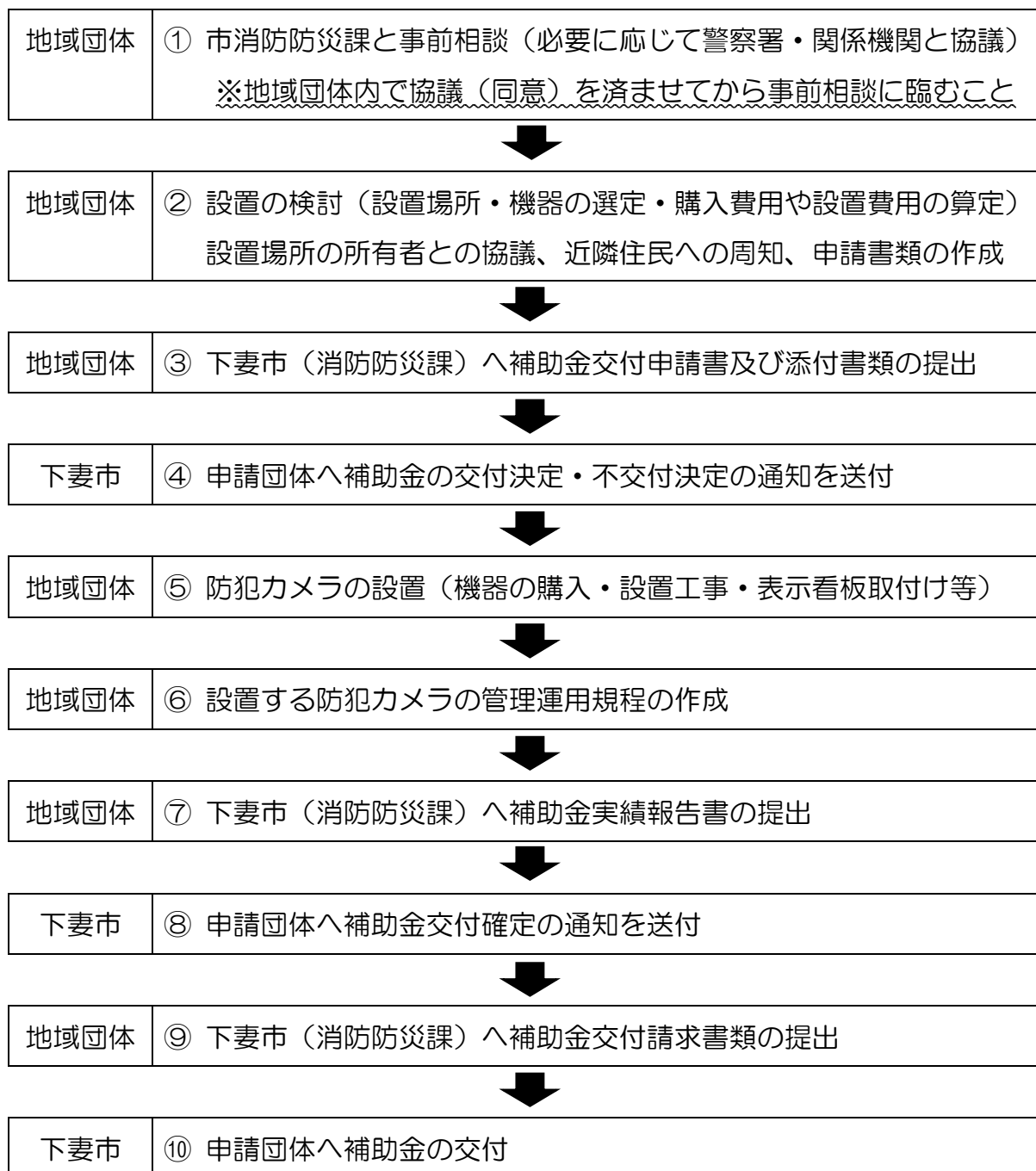
※市は、設置場所や設置後に関するトラブルに、一切責任を負いません。

### 〔3〕補助金申請の手続きについて

#### 1. 補助金申請手続きの概要

補助金を受け設置する防犯カメラについては、防犯カメラ設置に係る補助金申請が必要になります。申請書提出後、市の審査を経て補助対象として正式決定となります。

#### ＜申請から補助金交付までの流れ＞



### ① 市消防防災課および管轄警察署、関係機関との事前相談【地域団体】

地域団体は、補助金交付申請書を提出する前に、市消防防災課と事前協議を行い、必要がある場合は防犯カメラの設置場所等について、管轄警察署や関係機関と協議を行ってください。まずは、市消防防災課にお問合せください。

### ② 設置の検討【地域団体】

防犯カメラの設置場所の決定、設置場所の所有者や管理者との協議、機器の選定、設置業者への見積依頼、機器の購入費用や設置費用の算定、補助金交付申請に向けた書類作成を行ってください。

### ③ 補助金交付申請【地域団体 → 下妻市】

補助金の交付を受けようとする地域団体から市消防防災課へ「下妻市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）」に必要書類を添付し、提出してください。

※申請期日は、事業着手予定日の14日前及び12月まで（開庁日）となります。

#### ＜必要書類＞

- 下妻市防犯カメラ設置事業計画書(様式第2号)
- 地域団体の規約及び役員名簿
- 防犯カメラの設置位置図及び撮影範囲が分かる平面図
- 防犯カメラの設置箇所の現況写真
- カタログ等の防犯カメラの仕様が分かる書類
- 防犯カメラの購入、設置工事等の見積書及び収支予算書
- 防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の同意を得ていることが分かる書類
- その他市長が必要であると認める書類

### ④ 補助金の交付決定・不交付決定の通知【下妻市 → 地域団体】

提出のあった補助金交付申請書の内容を審査し、結果について「下妻市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書(様式第3号)」または「下妻市防犯カメラ設置事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)」により通知します。

### ⑤ 防犯カメラの設置【地域団体】

補助金の交付が決定されてから、防犯カメラなどの機器の購入や設置を行ってください。また、防犯カメラで撮影されていることや設置団体名を示す看板などの設置や表示を行ってください。なお、看板等は1台あたり2つまで補助対象経費とします。

※補助金交付決定前に購入・設置したものは、全て補助対象経費となりません。

### ⑥ 防犯カメラの管理運用規程の作成【地域団体】

補助金交付の決定を受けた場合、防犯カメラの設置が完了し、実績報告書を提出するまでの間に、次の事項を定めた管理運用規程を作成してください。作成にあたっては、P17～18をご参照ください。なお、申請団体で作成した管理運用規定は、補助金実績報告書の添付書類としてご提出ください。

## ⑦ 補助金実績報告書の提出【地域団体 → 下妻市】

防犯カメラ等を設置し、補助事業が完了したときは、補助金の交付決定を受けた年度の3月15日またはその完了した日から30日以内のいずれか早い日までに、「下妻市防犯カメラ設置事業完了実績報告書(様式第7号)」に次の必要書類を添付して提出してください。 ※3/15が土日祝日の時には、その以前の開庁日まで

### ＜必要書類＞

- 設置した防犯カメラの現況写真
- 防犯カメラの設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- 防犯カメラの管理運用規程の写し
- その他市長が必要と認める書類

※上記書類のほか、防犯カメラの撮影範囲がわかる画像等や撮影範囲承諾書、作成した表示看板等の画像などの資料の提出を必要に応じてお願いしています。

## ⑧ 補助金の交付額確定の通知【下妻市 → 地域団体】

提出された補助金実績報告書の内容を審査のうえ、補助金の交付額を確定します。なお、確定の通知は、「下妻市防犯カメラ設置事業補助金交付確定通知書(様式第8号)」により通知します。

※補助金交付決定額は、申請時の計画段階での決定金額であり、その額を補助金額として保証するものではありません。補助金額は、設置完了後にご提出いただく実績報告時の補助対象経費の支払い状況により計算し確定します。上記の補助金交付確定通知書に記載された金額が補助する金額となりますのでご注意ください。

## ⑨ 補助金の交付請求【地域団体 → 下妻市】※代表者の個人名の押印が必要

確定通知を確認後、「下妻市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書(様式第9号)」により、下妻市に補助金の交付請求をしてください(提出期限: 3月末の開庁日まで)。

※交付請求書には、申請団体代表者の私印の押印が必要となります。

## ⑩ 補助金の交付【下妻市 → 地域団体】

交付請求書の提出後、指定の口座に概ね15日～30日の間に振込みいたします。

## 2. 手続きにおける留意点

- (1) 補助金申請後、概ね2週間以内に決定通知をいたします。機器の購入をはじめ設置事業者との契約や施工着手は、必ず決定通知後に行うようにお願いします。
- (2) 補助金申請内容に変更が生じた場合(補助金交付決定金額の3分の1を超える大きな変更がある場合)は、速やかに「下妻市防犯カメラ設置事業補助金交付変更申請書(様式第5号)」に必要な書類を添えて提出してください。  
市がその内容を審査し、適当であると認めたときは、「下妻市防犯カメラ設置事業補助金交付変更承諾通知書(様式第6号)」により申請団体に通知します。  
※変更申請は申請に対する変更のため、実績報告書提出後は受付できません。
- (3) 補助金交付決定の内容やこれに付した条件に違反した場合には、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

## 〔４〕防犯カメラ等の維持管理

### （１）保守点検等

防犯カメラ等の運用に支障をきたさないよう、自主点検のほか、点検の頻度や点検にかかる費用を確認し、業者等への保守点検の委託などをご検討ください。

必要により、防犯カメラ等の維持管理の状況などについて書面により報告を求める場合があります。

### （２）事故の賠償等

防犯カメラ等の落下などにより、第三者に被害を与えてしまった場合、その管理責任が問われ、損害賠償を負うこともありますので、防犯カメラ等や専用柱などの定期点検のほか、任意保険の加入等もご検討ください。下妻市では、申請団体が設置する防犯カメラ等に関するトラブルに関して、一切責任を負いません。

### （３）防犯カメラの管理

設置者は、防犯カメラ等の設置及び運用するにあたり、その適切な管理を図るため管理責任者及び操作責任者を選任してください。

**管理責任者**：防犯カメラ等の画像データの管理や機器保全の責任者

**操作責任者**：防犯カメラ等の画像データの抽出など実質的な機器操作の責任者

### （４）画像データの外部提供について

個人情報保護の観点から、画像データが外部へ漏えいすることのないように慎重な管理をお願いいたします。

設置者は、記録された画像データを設置目的以外の目的で利用または提供してはいけませんが、例外として下記に該当する場合は、できる限り協力していただくようお願いいたします。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があると認める場合
- ③ 捜査機関から犯罪・事故の捜査等の照会があり情報提供を求められた場合

### （５）関係書類の保存

補助金交付を受けた地域団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する年度の終了後５年間は保存しなければなりません。

## 〔5〕申請様式等

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

下妻市長 様

申請団体 所在地 ← 代表者の住所  
 団体名  
 代表者氏名  
 電話番号

申請年度

防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

年度下妻市防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けたいので、下妻市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

|                                                  |                                                          |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 設置場所                                             | 下妻市 <input type="text" value="設置箇所の住所地(複数台の時は台数分の住所地)"/> |
| 設置台数                                             | <input type="text" value="設置台数"/> 台                      |
| 設置工事施工予定日                                        | 着手日 年 月 日                                                |
| <input type="text" value="現段階でのおおよその予定日で結構です。"/> | 完了日 年 月 日                                                |
| 交付申請額                                            | 金 <input type="text" value="計画段階での補助金交付申請額"/> 円          |
| 補助対象経費                                           | 金 <input type="text" value="補助対象経費の総額"/> 円               |

添付書類

※※ここは市のチェック欄のため記載はしません※※

| 書 類 等                                   | 市確認欄 |
|-----------------------------------------|------|
| 1. 防犯カメラ設置事業計画書(様式第2号)                  |      |
| 2. 地域団体の規約及び役員名簿                        |      |
| 3. 設置位置図及び撮影範囲が分かる平面図                   |      |
| 4. 設置箇所の現況写真                            |      |
| 5. カタログ等の防犯カメラの仕様が分かる書類                 |      |
| 6. 防犯カメラの購入、設置工事等の見積書及び収支予算書            |      |
| 7. 防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の同意を得ていることが分かる書類 |      |
| 8. その他 ( )                              |      |

※この様式は、下妻市との事前に協議を経た上で提出すること。

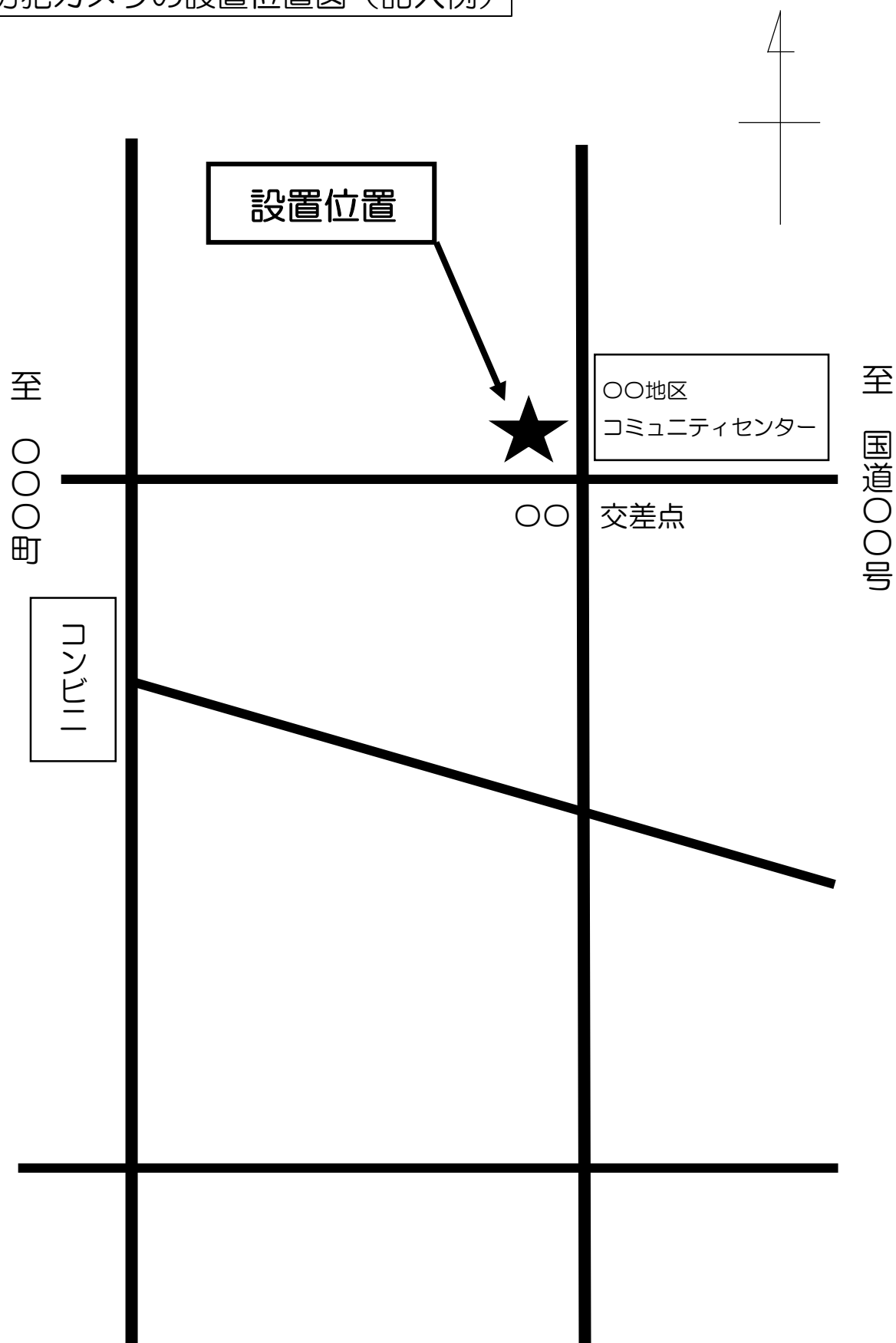
様式第2号（第7条関係）

防犯カメラ設置事業計画書

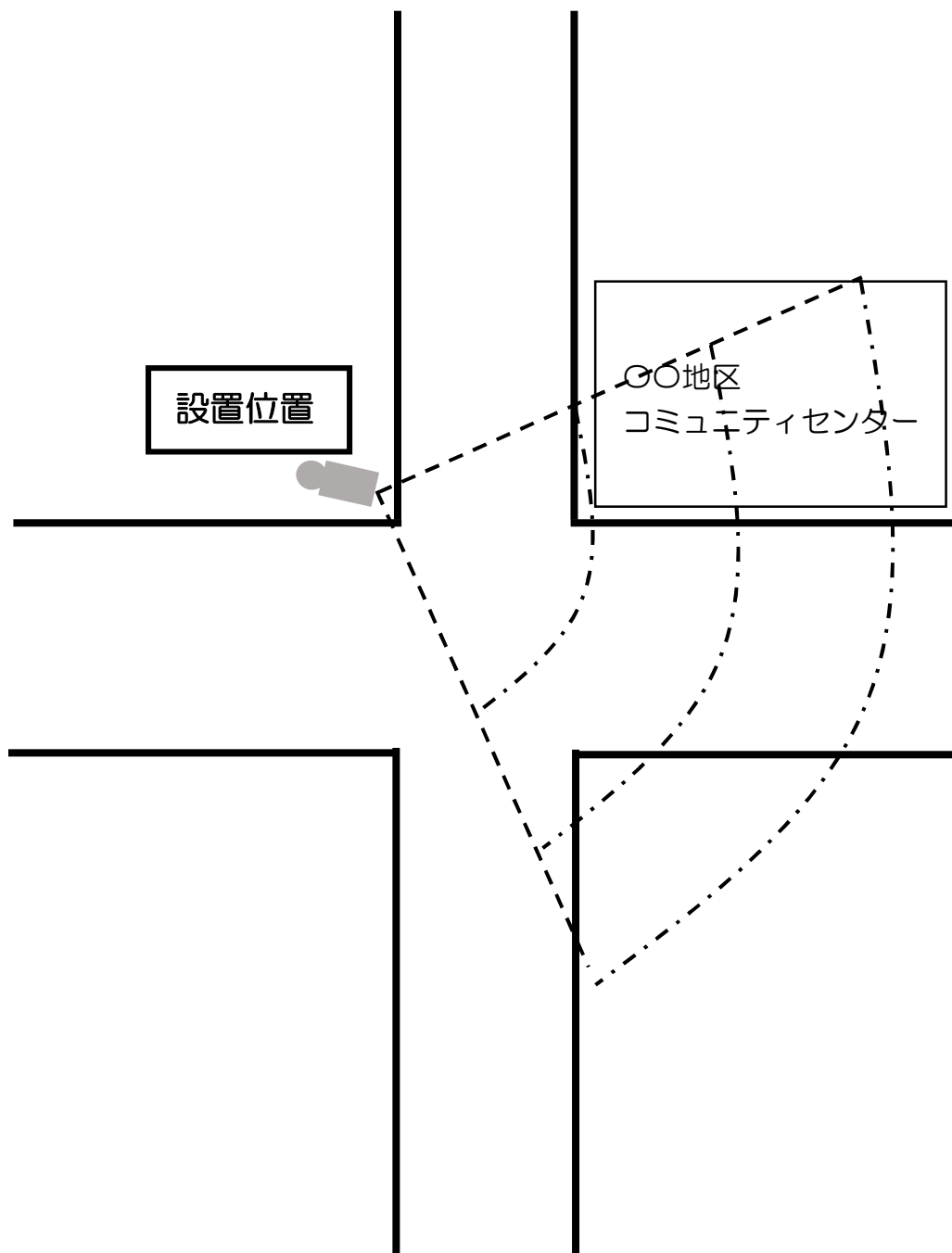
申請団体

|             |                  |                                                     |   |     |
|-------------|------------------|-----------------------------------------------------|---|-----|
| 事業の目的       |                  | ・地域の犯罪抑止力向上、安心安全な地域づくり推進<br>・地域の盗難や窃盗対策及び通学路の安全対策 等 |   |     |
| 防犯カメラ設置台数   |                  | 設置する台数の数字 台                                         |   |     |
| 関連機器の種類及び台数 |                  | 関連機器が多い場合は、「見積書のとおり」でも OK                           |   |     |
| 1台目         | 設置場所             | 下妻市 設置する場所の住所地                                      |   |     |
|             | 機器の仕様            | 主に防犯カメラ本体の仕様                                        |   |     |
|             | 所有者の<br>同意を得た日   | (土地)                                                | 年 | 月 日 |
|             |                  | (建物)                                                | 年 | 月 日 |
|             | 周辺の住民の<br>合意を得た日 |                                                     | 年 | 月 日 |
|             | 稼働予定日            | 現時点の予定日                                             | 年 | 月 日 |
|             | 備考               | 特記事項があれば記入                                          |   |     |
| 2台目         | 設置場所             | 下妻市                                                 |   |     |
|             | 機器の仕様            |                                                     |   |     |
|             | 所有者の<br>同意を得た日   | (土地)                                                | 年 | 月 日 |
|             |                  | (建物)                                                | 年 | 月 日 |
|             | 周辺の住民の<br>合意を得た日 |                                                     | 年 | 月 日 |
|             | 稼働予定日            |                                                     | 年 | 月 日 |
|             | 備考               |                                                     |   |     |

防犯カメラの設置位置図（記入例）



防犯カメラの撮影範囲（記入例）



防犯カメラ設置における収支予算書

団体名\_\_\_\_\_

<収入の部>

| 項 目     | 金 額     | 内 訳                                               |
|---------|---------|---------------------------------------------------|
| 〇〇自治会会費 | 164,800 | 自治会会費                                             |
| 市補助金    | 163,000 | 下妻市補助金                                            |
|         |         | 市補助金額は、補助対象経費の<br>2分の1（千円未満切り捨て）<br>※1台あたり20万円が上限 |
|         |         |                                                   |
|         |         |                                                   |
| 合 計     | 327,800 |                                                   |

<支出の部>

| 項 目                     | 金 額      | 内 訳                      |
|-------------------------|----------|--------------------------|
| 補助<br>対象<br>経<br>費      | 防犯カメラ本体費 | 120,000 SD カードレコーダー内蔵カメラ |
|                         | 資機材費     | 85,000 SD カード、ボックス、配線等   |
|                         | 設置工事費    | 60,000 設置工事、試運転調整        |
|                         | 東電申請・諸経費 | 25,000 東電申請費ほか           |
|                         | 表示看板代    | 8,000 表示看板2枚分            |
|                         | 消費税      | 29,800                   |
|                         | 小 計 (A)  | 327,800                  |
| 補助<br>対象<br>外<br>経<br>費 |          |                          |
|                         |          |                          |
|                         |          |                          |
|                         |          |                          |
|                         |          |                          |
|                         |          |                          |
|                         | 小 計 (B)  | 0                        |
| 合 計 (A+B)               | 327,800  |                          |

補助対象経費の項目が多く、書ききれない場合は、「別添、見積書のとおり」等でも OK

<補助対象経費にならないもの>

- ・既存の防犯カメラ等の撤去又は移設に係る費用
  - ・土地の造成に係る費用
  - ・土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用
  - ・防犯カメラ等の維持、管理又は修繕に要する費用
  - ・その他必要と認められない経費
- ※表示看板は、1台につき2枚までが補助対象経費です  
※別用途で使用可能なものは補助対象外です（PC・TV等）

※ 参考となる見積書等の資料を添付してください。

## 防犯カメラの設置に伴う土地・建物使用同意書

令和 年 月 日

〇〇〇（団体名）

代表 〇〇 〇〇 様

同意を得た日

住 所 所有者の住所

氏 名 所有者名

印

該当するものを○で囲む

所有者の印

私が所有する下記の（土地・建物）に、防犯カメラ等を設置することに関し、  
〇〇〇（団体名）が掲示する次の条件を承諾し、使用することに同意します。

記

所在地： 下妻市

番地内

同意を得る設置場所の住所

<条件>

1. 使用料は無料とする。
2. 上記所在地の所有権を他に譲渡するときは、その譲渡人に対しこの同意内容を継承すること。

この様式は、補助金交付決定通知書を受けた後に、補助金交付決定金額の3分の1を超える大きな変更がある場合に申請が必要な変更申請書となります。実績報告書の提出後には、変更申請は受付できませんのでご注意ください。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

下妻市長 様

提出日

申請団体 所在地 ← 代表者の住所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

決定通知書の日付及び番号

防犯カメラ設置事業補助金変更申請書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた下妻市防犯カメラ設置事業補助金について、下記のとおり補助事業の内容を変更したいので、下妻市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

|      |  |
|------|--|
| 変更内容 |  |
| 変更理由 |  |

添付書類

補助対象経費の額を変更する場合は、防犯カメラ等の設置費の見積書の写し

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

下妻市長 様

提出日

申請団体 所在地 ← 代表者の住所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

決定通知書の日付及び番号

防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた下妻市防犯カメラ設置事業補助金に係る事業が完了したので、下妻市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

決定通知書に記載された金額

| 補助金交付決定額 | 金 円 |       |       |
|----------|-----|-------|-------|
| 工事施行日    | 着手日 | 工事開始日 | 年 月 日 |
|          | 完了日 | 工事終了日 | 年 月 日 |

添付書類

- (1) 設置した防犯カメラの現況写真
- (2) 防犯カメラの設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- (3) 防犯カメラ等の管理運用規程の写し
- (4) その他 ( )

# 防犯カメラ等管理運用規程

## 1. 趣旨

この規程は、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、設置目的を達成するため（設置場所住所）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要事項を定めるものとし、適正な設置運用を図るものとする。

## 2. 設置目的

防犯カメラは、（設置箇所・地区）における犯罪に対する抑止力の向上及び下妻市の安全・安心なまちづくりの推進を図るために設置するものとする。

## 3. 設置者

防犯カメラの設置者は、（申請団体名）とする。

## 4. 管理責任者及び操作責任者

- (1) 防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、（管理責任者名）とする。
- (3) 防犯カメラの適正な操作を行わせるため、操作責任者を置くものとする。
- (4) 操作責任者は、（操作責任者名）とする。

## 5. 管理及び運用

- (1) 管理責任者は、防犯カメラの画像データや機器保全の管理及び運用の責任者として、これを適正に行わなければならない。
- (2) 操作責任者は、防犯カメラの画像データの抽出など実質的な機器操作の責任者として、これを適正に行わなければならない。
- (3) 防犯カメラの操作は、管理責任者の指揮監督のもと、操作責任者が行うものとする。
- (4) 管理責任者及び操作責任者が変更になった場合は、その都度、市長に届出をする。

## 6. 設置の場所等

### (1) 設置の場所及び設置台数

防犯カメラを設置する所在地は、（設置場所住所）で、設置する台数は、（台数）台とする。

### (2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

## 7. 画像データ等の適正な管理

### (1) 保管場所

録画装置は、収納ボックス内に施錠して保管する。収納ボックスの鍵は、管理責任者が保管するものとし、原則として映像データの外部への持ち出しや転送を禁止する。

### (2) 保存期間

保存期間は、（日数）とし、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合には上書を自動的に行うものとする。

### (3) 画像の消去及び廃棄

保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。また、記録された媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人のもとで完全に消去されたことを確認のうえで、破砕等を確実に行うこと。

## 8. 画像の利用及び提供の制限

### (1) 記録された画像データは、設置目的以外のために利用しないものとする。

また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

#### ① 法令に基づく場合

#### ② 人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があると認める場合

#### ③ 捜査機関から犯罪、事故の捜査等のための照会があり、情報提供を求められた場合

### (2) 上記により画像の提供を行う場合は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

## 9. 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、      ヶ月ごと保守点検を行うものとする。

※3 か月～半年が望ましい。

## 10. 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けた場合は、迅速かつ誠実に対応するものとする。

### (附則)

この規程は、      年      月      日から施行する。 ※設置日以降

## 防犯カメラの設置に伴う撮影範囲承諾書

(団体名) **〇〇自治会**

代表 **代表者名** 様

**団体名** が、**下妻市 設置場所の所在地** 地内に設置する防犯カメラの撮影範囲に関し、地域の犯罪抑止と防犯力向上の取り組みに賛同し、私の所有する物件が撮影範囲の一部に写りこむことを下記条件に同意したうえで承諾いたします。

### 記

| 所有者 | 氏 名              | 住 所              | 承 諾 日 |
|-----|------------------|------------------|-------|
| 1   | <b>撮影範囲所有者氏名</b> | <b>撮影範囲所有者住所</b> | 年 月 日 |
| 2   |                  |                  | 年 月 日 |
| 3   |                  |                  | 年 月 日 |
| 4   |                  |                  | 年 月 日 |
| 5   |                  |                  | 年 月 日 |

(署名は所有者の直筆に限る)

### <条件>

1. 承諾にかかる費用は無料とする。
2. 所在地の所有権を他に譲渡するときは、その譲渡人に対しこの承諾内容を継承すること。

様式第9号（第13条関係）

この請求書は確定通知書を受け取ってから提出するものです。  
（確定通知書を受け取った後の日付となります。）

年 月 日

下妻市長 様

代表者個人の私印です。  
（団体等の印ではありません）

申請団体 所 在 地 ← 代表者の住所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

印

確定通知書の日付及び番号（※決定通知書の日付及び番号ではありません）

防犯カメラ設置事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付額の確定を受けた下妻市防犯カメラ設置事業  
補助金について、下妻市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記の  
とおり請求します。

確定通知書に記載された金額

記

1 交付請求額等

補助金の請求金額

|           |   |
|-----------|---|
| 交 付 確 定 額 | 円 |
| 交 付 請 求 額 | 円 |

2 振込先金融機関

補助金を入金する口座情報を記入ください

|           |                    |      |  |
|-----------|--------------------|------|--|
| 振 込 先     | （ ）銀行・信用金庫・信用組合・農協 |      |  |
| 金 融 機 関 名 | （ ）本店・支店・支所        |      |  |
| 預 金 種 別   | 1 普通               | 2 当座 |  |
| 口 座 番 号   |                    |      |  |
| 口 座 名 義 人 | フリガナ               |      |  |
|           | 氏 名                |      |  |

## 〔6〕 Q&A

| 質 問                                          | 回 答                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| この補助金の交付目的は<br>どのようなものですか。                   | 市内における犯罪抑止力の向上や、安全で安心なまち<br>づくりの推進を図ることを目的として、防犯カメラ設<br>置補助金を予算の範囲内において交付します。                                                                                                               |
| 補助対象となる地域団体<br>について教えてください。                  | 市内における地区、自治会、町内会等住民自治組織、<br>商店会その他の一定地域の住民により構成されてい<br>る団体で、5名以上で組織され、1年以上地域におい<br>て継続的に活動している団体が対象となります。<br>個人からの申請は対象外です。                                                                 |
| 補助対象となる経費につ<br>いて教えてください。                    | 防犯カメラや関連機器、表示標識等の購入費及び設置<br>工事費を対象としますが、その他の費用は対象にはな<br>りません。                                                                                                                               |
| 防犯カメラのリースは補助<br>対象になりますか。                    | 対象になりません。                                                                                                                                                                                   |
| 屋内に設置する防犯カメラ<br>は対象になりますか。                   | 対象になりません。<br>地域の防犯のため、屋外に設置するものが対象です。                                                                                                                                                       |
| 防犯カメラの設置を表示す<br>る標識等の大きさや表記は<br>決まっていますか。    | 決まりはありませんが、「防犯カメラ作動中」「設置団<br>体名」は最低限明らかにする必要があります。<br>また、大きさも決まりはありませんが、周囲に迷惑に<br>ならない範囲で大きい表示の方が好ましいです。<br>標識等を表示することで、地域住民や通行人、犯罪を<br>企てている者に対して防犯カメラが設置されている<br>ことが認識され、犯罪の抑止効果に期待ができます。 |
| 団体の予算がなく今年度は<br>1台しか設置できません。<br>来年度も申請できますか。 | 1つの地域団体あたり4台まで申請ができます（年度<br>につき2台まで）ので、その範囲で次年度以降に申請<br>しても問題ありません。また、補助金の交付後、5年<br>を経過した時には再度、申請が可能です。                                                                                     |

|                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>カメラを設置する場所はどこが良いのですか。</p>                          | <p>申請団体が定める区域内で、屋外であれば問題ありませんが、撮影範囲の2分の1以上の面積が公道であり、特定の個人や建物等を監視していると誤解されない場所に設置をお願いします。</p> <p>また、道路に専用柱等を建てて設置する場合には、道路管理者との協議や許可が必要であり、工事費も大幅に上がります。</p> <p>東京電力やNTTの電柱に設置する場合は、電柱の使用料が発生する可能性が高く、推奨はしません。民地や公共の場所に設置する場合は、所有者や管理者と協議のうえ、設置の同意を必ず得てください。</p>                                                                                        |
| <p>警察への事前の相談は必要ですか。</p>                               | <p>犯罪が発生しやすい場所など、防犯効果に期待ができる場所や安全安心のためより良い設置場所についての助言が得られますので、相談をお薦めいたしますが、必須ということではありません。まずは消防防災課にご相談ください。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>防犯カメラ等のメーカーや仕様についての指定はありますか。</p>                   | <p>防犯カメラや関連機器のメーカーや仕様の指定はありませんが、有事の際に有力な情報となるよう、可能な範囲で、次の条件を満たすものを推奨いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・画素数は200万画素以上であること</li> <li>・時刻表示機能を有すること</li> <li>・夜間撮影機能を有すること</li> <li>・解像度はフルハイビジョン以上であること</li> <li>・記録画像を14日程度保存できること</li> <li>・画像記録媒体は、鍵等により第三者が容易に取り出せない措置が講じられていること</li> <li>・画像を第三者が容易に再生できないような措置が講じられていること</li> </ul> |
| <p>防犯灯のように、通学路に指定されている区域などに設置した場合、電気料は市が負担してくれるか。</p> | <p>どの場所に設置しても電気料は申請団体の負担です。設置後の維持管理に係る経費についても、全て申請団体の負担となりますので、団体の資力などに見合う計画的な設置をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>設置後の経費にはどのようなものが想定されますか。</p>                       | <p>月々の電気料、定期点検等の維持管理業務の委託料、破損した場合の機器等の修繕費などが想定されます。データの正確性保持のため、機器が正常に稼働するよう、3ヶ月に1回程度の清掃や点検をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置したいが防犯カメラの操作方法が分かりません。                  | 市で操作方法の研修等は実施しません。購入・設置した業者に使用方法や操作方法を確認してください。                                                                                                                                                                                         |
| 防犯カメラの管理責任者と操作責任者の役割はなんですか。               | <p>管理責任者：防犯カメラ等の画像データの管理や機器保全の責任者</p> <p>操作責任者：防犯カメラ等の画像データの抽出など実質的な機器操作の責任者</p> <p>過去に防犯カメラ映像がインターネット上に流出し、社会問題になりました。一度流出すると回収はほぼ不可能なため、プライバシーの侵害になりかねません。問題が生じないようにデータ等の管理は慎重にお願いします。問題が発生した場合や苦情等があった場合には適切かつ迅速な措置を講ずるようお願いします。</p> |
| 補助金交付申請書は、いつまでに提出すれば良いですか。                | <p>交付申請書の期日は、次のいずれにも該当する日です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付を受けようとする年度の12月末日までの日（開庁日に限る）</li> <li>・事業着手予定日の14日前の日（事業着手予定日の14日前の日が当該年度の4月1日前の日である場合は、4月1日）</li> </ul>                                                 |
| 防犯カメラの管理運用規程はいつまでに作成しなければなりませんか。          | 事業完了実績報告書を提出する前に作成し、事業完了実績報告書の添付書類として写しをご提出ください。                                                                                                                                                                                        |
| 事業完了実績報告書は、いつまでに提出すれば良いですか。               | 補助金の交付の決定を受けた年度の3月15日（土日祝のときはその前日の開庁日まで）またはその完了の日から起算して30日以内の日のいずれか早い日までにご提出ください。                                                                                                                                                       |
| 事業補助金交付請求書は、いつまでに提出すれば良いですか。              | 当該年度の3月末日の開庁日、又は確定通知書を発送した日から起算して30日以内の日のいずれか早い日までにご提出をお願いします。                                                                                                                                                                          |
| 画像データの提供はどのような場合にしますか。                    | <p>事件や事故などの早期解決のために捜査機関（警察等）から照会があった際に提供することになります。</p> <p>提供を行うときは、提供日時・提供先・提供理由・提供した画像の内容等の記録をお願いします。</p>                                                                                                                              |
| 交付決定され工事に取りかかったが、工事が期限に間に合わない場合はどうしたら良いか。 | 補助金には年度内の支払いが条件になっているので、期限に間に合わない場合は、補助決定の取り消しとなります。そうならないように余裕をもって計画的な工程管理をお願いします。やむを得ない事情等があった場合には、市消防防災課にご相談ください。                                                                                                                    |

|                                                 |                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防犯カメラを複数台設置しても「1台」とみなすメリットはなんですか。               | 1団体で4台までという制限があるため、4台以外に設置したい場合に、申請団体にメリットがあります。ただし、同位置からの撮影視点を広範囲にする目的で複数台設置する場合には限りますので、ご注意ください。                                         |
| 表示看板の台数や表記内容に制限はありますか。                          | 看板は、補助対象台数1台につき2個まで補助対象経費とします。表示位置は、設置した防犯カメラ付近に表示してください。また、表示内容は、看板の半分以上の面積が防犯カメラに関する表記であり、かつ設置団体の名称が入ったものが補助対象の看板となります。                  |
| 変更申請が必要な時は、どのような場合ですか。                          | 補助金交付決定通知書を受けた後に、補助金交付決定金額の3割(3分の1)を超える大きな変更がある場合に申請が必要となります。また、実績報告書の提出後は、変更申請は受付できませんのでご注意ください。                                          |
| 「補助金交付決定金額」と「補助金交付確定金額」の違いはなんですか？               | 補助金交付決定金額とは、申請時の計画段階での補助決定額です。一方、補助金交付確定金額とは、設置完了後の工事実績に基づいて算出した金額(実際の補助額)です。補助金交付決定金額は、必ずしも補助金確定金額と同額ではありませんし、決定した補助金額の交付を保証するものではありません。  |
| 前年度1台設置し、次年度で3台設置したいが可能か？                       | 年度につき2台までなので、原則不可です。ただし、2台分の補助上限額(40万円)を超えない範囲で3台目もしくは4台目までの設置が可能な場合に限り、単年度で最大4台まで設置することができます。                                             |
| 申請前に機器を購入してしまいましたが、補助対象になりますか。                  | 補助金交付決定前に購入したものは補助対象になりませんのでご注意ください。<br>事前協議及び補助金交付申請書により設置計画を確認したうえで、補助金交付決定通知書を交付しています。補助金交付決定通知書を受け取ってから、機器の購入を含めた設置工事等(契約も同様)を進めてください。 |
| 防犯カメラ映像や記録画像を見るためのモニターやテレビ、パソコン等の機器は補助対象になりますか。 | 補助対象になりません。<br>防犯カメラ関連以外の用途で使用可能な機器については補助対象にはなりません。<br>ただし、購入した防犯カメラに一体型として販売されているモニターについては補助対象となります。                                     |